

41PJ 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程院生室小部屋内規

制 定 2013年 3月 6日

改 正 2017年 10月 18日

改 正 2018年 9月 14日

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程院生室小部屋（以下「院生室」という。）の運営その他に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(目的)

第2条 院生室は、名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程学生（以下「院生」という。）に良好な研究の場を提供することを目的とする。

(管理運営)

第3条 院生室の管理運営は、文系教務課・国際開発研究科担当が行う。

(使用できる者)

第4条 院生室を使用できる者は、原則として名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程に在籍するものとする。

2 院生のうち、以下のいずれかに該当する者は使用許可を得ることができない。

- 一 使用年度において長期にわたる休学を許可された者。
- 二 使用年度において長期にわたり留学する者。

3 前項における長期とは、原則として3か月以上とする。

(使用申請書)

第5条 院生室の使用を希望する者は、所定の期日までに使用申請書に必要事項を記入の上、文系教務課・国際開発研究科担当へ提出するものとする。

(使用許可)

第6条 研究科長は、別に定める規則に基づき部屋を割当ての上、使用を許可する。

(使用許可期間)

第7条 使用許可は、原則として、当該年度限り有効とする。

2 使用開始日及び退去日については、別途文系教務課・国際開発研究科担当より通知する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、院生室の施設、設備及び備品を保全し、並びに快適な環境を保持するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 院生室を研究以外の目的に使用しないこと。
- 二 使用を許可された院生室のみ使用すること。

- 三 施設、設備及び備品の使用に際しては、善良なる管理者としての注意をもって使用すること。
- 四 院生室へ研究に不要な私物を持ち込まないこと。
- 五 院生室の防火管理、保健衛生管理、災害防止、その他管理運営のために研究科が行う指示に従うこと。

(損害賠償)

第9条 使用者が、故意又は重大な過失により、施設・設備及び備品を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(退去)

第10条 使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、院生室から全ての私物を適切な方法で撤去し、退去しなければならない。

- 一 使用許可期間が満了したとき。
 - 二 院生が、院生の身分を失ったとき。
 - 三 長期にわたる休学又は留学により使用しないとき。
- 2 研究科長は、次の各号のいずれかに該当する者の院生室使用許可を取り消し、院生室から退去させることができる。
- 一 院生室の共同使用につき問題があると認められた者。
 - 二 使用の実態がないことが認められた者。
 - 三 その他院生室の管理運営に著しい支障を来す行為があると認められた者。
- 3 前2項の規定にかかる退去に伴い退去者に生ずる損失については、研究科はその責を負わない。
- 4 退去後、放置された私物がある場合、研究科は当該座席の使用者に撤去を命ずることができる。

附 則

この内規は、補佐会議の決定により、2013年3月1日より本施行までの間、暫定的に施行する。

附 則

この内規は、2013年3月6日より施行する。

附 則

この内規は、2018年10月1日より施行する。